

経済安全保障上の 重要技術領域について

2025年10月28日

内閣官房国家安全保障局
内閣府政策統括官（経済安全保障担当） 付

- 1. 経済安全保障上の重要技術領域の必要性**
- 2. 諸外国の状況**
- 3. 経済安全保障推進法に基づく特定重要技術
及び我が国の重要技術領域の選定の考え方**
- 4. 重要技術領域の活用の方方向性**

- 1. 経済安全保障上の重要技術領域の必要性**
2. 諸外国の状況
3. 経済安全保障推進法に基づく特定重要技術
及び我が国の重要技術領域の選定の考え方
4. 重要技術領域の活用の方方向性

- **我が国の経済安全保障の強化にあたり、その基盤となる技術力の強化は不可欠**であり、諸外国において、経済安全保障と技術力の保護・強化を関連付けた技術領域を策定している事例がある。我が国としても、経済安全保障上の技術面の取組の参考となるよう、経済安全保障上の重要技術領域リストを整理・策定する予定。
- その際、**Protection（保護）とPromotion（育成）の両面での活用**を想定して我が国の経済・技術の**自律性、優位性、不可欠性の確保・維持の観点**から、技術領域を選定する方向。
- 「国家安全保障戦略」において、技術力が総合的な国力の主要要素として位置づけられていることを踏まえ、**第7期「科学技術・イノベーション基本計画」における重要技術領域の策定にあたっては、国家安全保障の観点も考慮**することが重要ではないか。また、第7期「科学技術・イノベーション基本計画」策定の検討において、経済安全保障に係る技術力の強化が重要とされていることも踏まえ、**経済安全保障上の重要技術領域も明確に位置づけるべき**ではないか。

➤ 経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（4）経済安全保障の強化

重要技術領域リストを定め、先端重要技術の育成や国際協力を加速する。

➤ 統合イノベーション戦略2025（2025年6月6日閣議決定）

3. 第7期基本計画に向けた議論も踏まえた取組の推進

（1）経済安全保障との連携強化

① 重要技術の研究開発の推進

経済安全保障の観点（自律性、優位性、不可欠性の確保・維持等）を踏まえた**我が国としての重要技術領域リストを整理・策定**するとともに、必要に応じて柔軟に更新していく。その際、総合的な観点から、経済安全保障に資するインテリジェンス能力やシンクタンク機能の強化に向けた体制整備を行う。重要技術戦略研究所（仮称）（安全・安心に関するシンクタンク）やe-CSTI等を活用し、関係者や外部専門家等の意見も十分に踏まえながら、エビデンスに基づく検討を行う。

1. 経済安全保障上の重要技術領域の必要性
2. 諸外国の状況
3. 経済安全保障推進法に基づく特定重要技術
及び我が国の重要技術領域の選定の考え方
4. 重要技術領域の活用の方方向性

米国 Critical and Emerging Technologies (CETs)



- 2017年（トランプ政権時）に策定された国家安全保障戦略（NSS）に基づき、2020年に「重要・新興技術のための国家戦略」において20分野の重要・新興技術（CETs）が特定され、その後2022年2月、2024年2月にリストが更新された。
- CETsは①米国民の安全の保護、②経済的繁栄と機会の拡大、③民主的価値の実現・擁護の3つの米国の国家安全保障上の利益を拡大させる可能性のある技術とされており、2024年に更新されたバージョンでは18の技術分野が特定されている。
- このリストは政策立案や資金調達における優先順位を示したリストではないが、国家安全保障を支援する技術の研究開発、国際的な人材の獲得競争、機密技術の不正流用や悪用からの保護などのイニシアティブを開発する際に、各省庁はこのCETsリストを参考にすることができる。

1	先進コンピューティング	7	バイオテクノロジー	13	ハイパーソニックス
2	先端工学材料	8	クリーンエネルギー生成と貯蔵	14	統合通信・ネットワーク技術
3	先端ガスタービン・エンジン技術	9	データプライバシー、データセキュリティ、サイバーセキュリティ技術	15	測位・航法・タイミング（PNT）技術
4	高度でネットワークされたセンシングとシグネチャ管理	10	指向性エネルギー	16	量子情報とそれを可能にする技術
5	先端製造	11	高度自動化・自律化・非クルーイングシステム（UxS）・ロボット工学	17	半導体とマイクロエレクトロニクス
6	人工知能	12	ヒューマン・マシン・インターフェース	18	宇宙技術とシステム

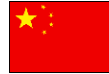
EU Critical Technology Areas



➤ 欧州委員会は、2023年6月に初の包括的な経済安全保障戦略を公表し、この枠組みの一環として2023年10月に10分野の重要技術領域（Critical Technology Areas）を発表。10分野は、①技術の可能性と変革性、②軍民融合のリスク、③人権侵害への技術悪用のリスクの観点で選定されており、その中でも特に差し迫ったリスクを有する可能性が高い分野として4分野を特定。

		技術	例示
最も厳重な対応を要し、 差し迫ったリスクを有する可能性が 高い技術	1	先端半導体技術	マイクロエレクトロニクス、フォトニクス、高周波チップ、半導体製造装置
	2	人工知能（AI）技術	ハイパフォーマンスコンピューティング、クラウド及びエッジコンピューティング、データ分析、コンピュータービジョン、言語処理、オブジェクト認識
	3	量子技術	量子コンピューティング、量子暗号、量子通信、量子センシング、レーダー
	4	バイオ技術	遺伝子組み換え技術、新しいゲノム技術、遺伝子駆動、合成生物学
その他の重要技術	5	先端接続性、ナビゲーション、デジタル技術	安全なデジタル通信、サイバーセキュリティ、IoT、VR、分散型台帳技術、デジタルID技術、誘導・航法・制御技術
	6	先端センサー技術	電気光学・レーダー・化学・生物・放射線・分散型センシング、磁力計・磁力勾配計、水中電界センサ、重力計・重力勾配計
	7	宇宙、推進技術	宇宙特化型技術、宇宙監視及び地球観測、測位・航法・タイミング、安全な通信、推進技術
	8	エネルギー技術	核融合炉及び発電、放射性物質の転換・濃縮・再処理、水素及び新燃料、ネットゼロ技術、スマートグリッド、エネルギー貯蔵、電池
	9	ロボット工学、自律システム	ドローン及び車両（空中、陸上、水上、水中）、ロボット及びロボット精密制御、外骨格ロボット、AI搭載システム
	10	先端材料、製造、リサイクル技術	ナノ材料・スマート材料等、積層造形、デジタル制御による微細加工、レーザー加工、重要原料の抽出・加工・再利用

中国 第14次五カ年計画「フロンティア領域」



※科学技術政策全体に係る計画。

➤ 2021年、中華人民共和国科学技術部は、第14次五カ年計画（2021～2025年）の中で、国家の安全と発展の全局面に関わる基礎核心分野における重要領域として、7つのフロンティア領域を特定するとともに、各領域について実施する大型科学技術プロジェクトの一覧を公表。

	フロンティア領域	取組概要
1	次世代人工知能	最先端の基礎理論のブレイクスルー、専用チップの開発、ディープラーニングフレームワークなどのオープンソースアルゴリズムのプラットフォームの構築、学習・推理・意思決定、画像パターン、音声ビデオ、自然言語識別処理等の分野の革新
2	量子情報	都市域・都市間、自由空間の量子通信技術の研究開発、汎用量子計算原型機と実用化量子シミュレーション機の開発、量子精密測定技術のブレイクスルー
3	集積回路	集積回路設計ツール、重点装備と高純度ターゲット材などの重要材料の研究開発、集積回路の先進技術と絶縁ゲートのバイポーラトランジスタ（IGBT）、MEMS等の特殊技術のブレイクスルー、先進的ストレージ技術のアップグレード、炭化ケイ素、窒化ガリウムなどのワイドバンドギャップ半導体の発展
4	脳科学と類脳（脳模倣型人工知能）研究	脳の認知原理解析、脳メソスケールコネクトーム、脳の重大疾病のメカニズム・干渉の研究、児童・青少年の脳・知能の発達、脳模倣型計算とブレイン＝マシン融合技術の研究開発
5	遺伝子と生物技術	ゲノム学の研究応用、遺伝細胞・遺伝育種・合成生物・生物薬品等の技術革新、ワクチンの革新、体外診断、抗体薬物等の研究開発、農作物・家畜家禽水産物・農業微生物等の重大な新品種創製、生物安全重要技術の研究開発
6	臨床医学と健康	がんと心臓脳血管・呼吸器系・代謝性疾患などの発病メカニズム基礎研究、積極的健康介入技術の研究開発、再生医学・マイクロバイオーーム・新型治療などの先端技術研究、重大伝染病・重大慢性非感染性疾患予防の重要技術の研究
7	深宇宙・深地球・深海と極地探査	宇宙の起源と進化・地球深部探査などの基礎科学研究、火星周回、小惑星巡視などの星間探査、次世代大型輸送ロケットと再使用宇宙輸送システム、地球深部探査装備、深海運行の維持保障整備試験船、極地立体観測プラットフォームと重砕氷船等の研究開発、月探査プロジェクト第四期、蛟龍深海探査二期、雪龍極地探査二期の建設

1. 経済安全保障上の重要技術領域の必要性
2. 諸外国の状況
- 3. 経済安全保障推進法に基づく特定重要技術
及び我が国の重要技術領域の選定の考え方**
4. 重要技術領域の活用の方向性

経済安全保障推進法における特定重要技術の定義について

- 経済安全保障推進法では、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、①当該技術が外部に不当利用された場合、②当該技術の開発情報が不当利用された場合、③当該技術を用いた物資・役務を外部からの行為によって安定的に利用できなくなった場合に、国家・国民の安全を損なう事態を生じうるものを「**特定重要技術**」と定義。
- 特定重要技術に対し、国は情報提供・資金の確保・人材養成等により、研究開発の促進・成果の普及を行うこととされている（第61条）。これまで、K Programによりこうした特定重要技術の研究開発を支援。

経済安全保障推進法における特定重要技術の定義

- 経済安全保障推進法において、**将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、以下①から③のいずれかに該当するもの**を特定重要技術と定義。

「**先端的技术**」：「将来の」国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術

「**特定重要技術**」：「先端的技术」のうち①～③のいずれかに該当するもの（複数該当もあり得る）

①【**当該技術が外部に不当に利用された場合**】において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

⇒**当該技術の適正な管理が必要**

②【**当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合**】において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

⇒**研究開発に関する情報の適正な管理や、守秘義務の求めが必要**

③【**当該技術を用いた物資又は役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合**】において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

⇒**我が国が国際社会における自律性、優位性、ひいては不可欠性を確保・維持する必要**

特定重要技術研究開発基本指針で例示された20領域

- 経済安全保障推進法に基づく特定重要技術研究開発基本指針において、特定重要技術について我が国が国際社会における自律性、優位性、不可欠性を確保・維持することが必要である旨記載。
- 対象とする技術については、「特定重要技術の対象を見極める上で、デジタル化等による技術開発の加速化や、突如として新たな重要技術が誕生する不連続の技術革新の可能性を踏まえると、あらかじめ特定の技術を個別に指定することは適切ではなく、特定重要技術が含まれ得る技術領域を幅広く対象として検討を行うことが重要」として、具体的には特定していない一方で、特定重要技術の絞り込みや、その育成・活用方針の検討に資するための調査研究を実施する領域として、以下の20領域を例示。

特定重要技術に係る調査研究を実施する20の技術領域

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ○バイオ技術 | ○脳コンピュータ・インターフェース技術 |
| ○医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む） | ○先端エネルギー・蓄エネルギー技術 |
| ○人工知能・機械学習技術 | ○高度情報通信・ネットワーク技術 |
| ○先端コンピューティング技術 | ○サイバーセキュリティ技術 |
| ○マイクロプロセッサ・半導体技術 | ○宇宙関連技術 |
| ○データ科学・分析・蓄積・運用技術 | ○海洋関連技術 |
| ○先端エンジニアリング・製造技術 | ○輸送技術 |
| ○ロボット工学 | ○極超音速 |
| ○量子情報科学 | ○化学・生物・放射性物質及び核 |
| ○先端監視・測位・センサー技術 | ○先端材料科学 |

- さらに、特定重要技術のうち特に優先して育成すべきものについては、経済安全保障推進会議及び統合イノベーション戦略推進会議が決定する「研究開発ビジョン」において具体的に示したうえで、経済安保推進法に基づく指定基金を活用して支援することとしている。

K Programにおける重要技術の支援

- K Programでは、支援対象技術として「**先端的な重要技術**」と「**社会や人の活動等がかかわる場としての領域**」に着目。
- **先端的な重要技術**：諸外国にて研究開発等の取組が急速に加速する「**AI技術**」、「**量子技術**」領域を問わず無人化や自律化に対するニーズが顕在化する「**ロボット工学**」、「**先端センサー技術**」、「**先端エネルギー技術**」
 - **社会や人の活動等がかかわる場としての領域**：「**海洋**」、「**宇宙・航空**」、「**領域横断・サイバー空間**」、「**バイオ**」
- これまでに研究開発ビジョン（1次・2次）により、**51の重要技術を支援対象**とすることを決定。

海洋領域

資源利用等の海洋権益の確保、海洋国家日本の平和と安定の維持、国民の生命・身体・財産の安全の確保に向けた総合的な海洋の安全保障の確保

■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（より広範囲・機動的）

- 自律型無人探査機（AUV）の無人・省人による運搬・投入・回収技術*
- AUV機体性能向上技術（小型化・軽量化）*
- 量子技術等の最先端技術を用いた海中（非GPS環境）における高精度航法技術*

■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（通信網の確保）

- 海中作業の飛躍的な無人化・効率化を可能とする海中無線通信技術**

■海洋観測・調査・モニタリング能力の拡大（常時継続的）

- 先進センシング技術を用いた海面から海底に至る空間の観測技術*
- 観測データから有用な情報を抽出・解析し統合処理する技術*
- 量子技術等の最先端技術を用いた海中における革新的センシング技術*

■一般船舶の未活用情報の活用

- 現行の自動船舶識別システム（AIS）を高度化した次世代データ共有システム技術*

■安定的な海上輸送の確保

- デジタル技術を用いた高性能次世代船舶開発技術**
- 船舶の安定運航等に資する高解像度・高精度な環境変動予測技術**

宇宙・航空領域

宇宙利用の優位を確保する自立した宇宙利用大国の実現、安全で利便性の高い航空輸送・航空機利用の発展

■衛星通信・センシング能力の抜本的な強化

- 低軌道衛星間光通信技術*
- 自動・自律運用可能な衛星星座・ネットワークシステム技術*
- 高性能小型衛星技術*
- 小型かつ高感度の多波長赤外線センサー技術*
- 高高度無人機を活用した高解像度かつ継続性のあるリモートセンシング技術**
- 超高分解能常時観測を実現する光学アンテナ技術**

■民生・公的利用における無人航空機の利活用拡大

- 長距離等の飛行を可能とする小型無人機技術*
- 小型無人機を含む運航安全管理技術*
- 小型無人機との信頼性の高い情報通信技術*
- 長距離物資輸送用無人航空機技術**

■優位性につながり得る無人航空機技術の開拓

- 小型無人機の自律制御・分散制御技術*
- 空域の安全性を高める小型無人機等の検知技術*
- 小型無人機の飛行経路の風況観測技術*

■航空分野での先端的な優位技術の維持・確保

- デジタル技術を用いた航空機開発製造プロセス高度化技術*
- 航空エンジン向け先進材料技術（複合材製造技術）*
- 超音速要素技術（低騒音機体設計技術）*
- 極超音速要素技術（幅広い作動域を有するエンジン設計技術）*

■機能保証のための能力強化

- 衛星の寿命延長に資する燃料補給技術**

サイバー空間

領域をまたがるサイバー空間と現実空間の融合システムによる安全・安心を確保する基盤の構築

- AIセキュリティに係る知識・技術体系*
- 不正機能検証技術（ファームウェア・ソフトウェア／ハードウェア）*
- ハイブリッドクラウド利用基盤技術*
- 先進的サイバー防御機能・分析能力の強化
 - サイバー空間の状況把握・防御技術**
 - セキュアなデータ流通を支える暗号関連技術**
- 偽情報分析に係る技術**
- ノウハウの効果的な伝承につながる人作業伝達等の研究デジタル基盤技術**

バイオ領域

感染症やテロ等、有事の際の危機管理基盤の構築

■有事対応及び有事回避のためのリスク因子の同定等

- 生体分子センサー等の先端研究分析機器・技術*
- 多様な物質の検知・識別を可能とする迅速・高精度なマルチガスセンシングシステム技術**
- 有事に備えた止血製剤製造技術**

■有事に備えるための先進的ライフサイエンス

- 脳波等を活用した高精度ブレインテックに関する先端技術**

■有事に向けた食料安全保障の強化

- 合成生物学、データ科学等の先端技術を利用した肥料成分の有効活用・省肥料化・肥料生産等に関する技術**

領域横断

- ハイパワーを要するモビリティ等に搭載可能な次世代蓄電池技術*
- 宇宙線ミュオンを用いた革新的測位・構造物イメージング等応用技術*
- 多様なニーズに対応した複雑形状・高機能製品の先端製造技術
 - 高度な金属積層造形システム技術**
 - 高効率・高品質なレーザー加工技術**
- 省レアメタル高機能金属材料
 - 耐熱超合金の高性能化・省レアメタル化技術**
 - 重希土フリー磁石の高耐熱・高磁力化技術**
- 輸送機等の革新的な構造を実現する複合材料等の接着技術**
- 次世代半導体材料・製造技術
 - 次世代半導体微細加工プロセス技術**
 - 高出力・高効率なパワーデバイス/高周波デバイス向け材料技術**
- 孤立・極限環境に適用可能な次世代蓄電池技術**
- 多様な機器・システムへの応用を可能とする超伝導基盤技術**

上記のうち、量子、AI等の新興技術・最先端技術については右のマークを付している。

※1 領域横断は、海洋領域や宇宙・航空領域を横断するものや、エネルギー・半導体等の確保（供給安全保障）等、その他の経済安全保障に関係するものも含まれ得る。ただし、本プログラムは従来の施策で進める技術開発そのものを実施するものではないこと等を踏まえつつ、新規補完的な役割を有することに留意する。

※2 *は、研究開発ビジョン（第一次）で決定した支援対象技術（27技術）。**は、研究開発ビジョン（第二次）（令和5年）で追加（23技術）。***は、（第二次）一部改定（令和7年3月）で追加。

AI技術 量子技術 ロボット工学（無人機） 先端センサー技術 先端エネルギー技術

特定重要物資の安定供給確保の取組について

- 所管大臣は、各物資の取組方針に基づき、安定供給確保の観点から企業からの供給確保計画を認定し支援する。
- **12の特定重要物質のうち6つ**について、**供給途絶のリスクを緩和する等の観点から、企業における技術開発・研究開発についても支援**している。

特定重要物資の主な支援措置の内容 及び認定済計画数（計135件）

（2025年8月8日時点）

抗菌性物質製剤（厚労）（2件認定） 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	肥料（農水）（12件認定） 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	船舶の部品（国交）（10件認定） 生産基盤強化 ・エンジン（2ストローク・4ストローク） ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ
半導体（経産）（26件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置（部素材含む） ・半導体部素材（部素材含む） ・半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等）	蓄電池（経産）（35件認定） 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	航空機の部品（経産）（18件認定） 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鍛造品 ・CMC ・炭素繊維 ・鋳造品 ・SiC繊維 ・スポンジチタン
永久磁石（経産）（5件認定） 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアアース磁石	先端電子部品（経産）（4件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・電子部品製造装置（部素材含む） ・電子部品部素材（部素材含む）	工作機械・産業用ロボット（経産）（5件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・減速機 ・リニアガイド ・サーボ機構 ・PLC ・リニアスケール ・CNCシステム ・ボールねじ ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト）
重要鉱物（経産）（6件認定） 探鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン ・リチウム ・ガリウム ・タングステン ・ニッケル ・グラファイト ・ゲルマニウム ・フッ素 ・コバルト ・レアアース ・ウラン	天然ガス（経産）（1件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	クラウドプログラム（経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機

赤枠：技術開発・研究開発関連が含まれる特定重要物資

1. 経済安全保障上の重要技術領域の必要性
2. 諸外国の状況
3. 経済安全保障推進法に基づく特定重要技術
及び我が国の重要技術領域の選定の考え方
4. **重要技術領域の活用の方方向性**

- 経済安全保障上の重要技術領域については、**自律性、優位性・不可欠性の確保・維持の観点から選定**する。
- 重要技術領域リストは、**Protection（保護）とPromotion（育成）の両面での活用**を想定。

Protection （保護）への活用



- **社会実装を見据えた国の研究開発プログラムに係る技術流出防止への活用**
 - 「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言（令和6年6月、経済安全保障法制に関する有識者会議）」を受け、関係府省庁において公募要項の改正等を順次実施し、令和7年度に公募を始める事業から取組を開始。
 - **技術流出防止策を講じる事業の選定に当たり**、現在は経済安全保障推進法に基づく特定重要技術研究開発基本指針で例示された20領域を活用しているが、**新たに定める重要技術領域リストを活用**することが考えられる。
- **研究セキュリティの確保に係る取組における活用**
 - 現在、内閣府において、**大学・研究機関等における研究セキュリティの確保に係る取組についての手順書の策定**に向けた議論を行っている。
 - この中で、**手順書に基づく取組を実施する研究開発プログラムの選定に当たっては、国が定める重要技術領域リストを活用**することが検討されている。

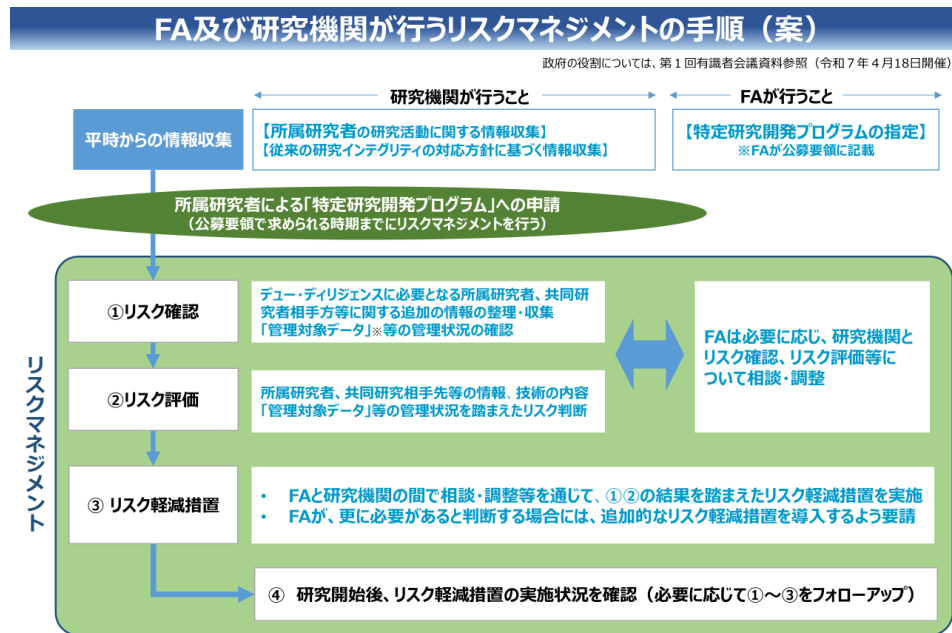
Promotion （育成）への活用



- **産学官による研究開発投資の強化**
 - **K Programなどの研究開発プログラムを活用**し、該当領域の技術育成について、内閣府としても支援を強化。
- **国際共同研究の推進**
 - 日米韓の国立研究所間の協力をはじめとして、**同盟国・同志国との間で該当技術領域における国際共同研究を強化**し、人材交流・技術交流を通じて人材育成も推進。

(参考) 研究セキュリティ手順書について

- 経済安全保障上の重要技術の流出防止を図りつつ、同志国等と対等な立場で国際共同研究を推進するためには、研究セキュリティと研究インテグリティの確保に係る取組の強化が必要であり、現在、内閣府において、**大学・研究機関等における研究セキュリティと研究インテグリティの確保に係る取組についての手順書の策定**に向けた議論を行っている。
- この中で、**手順書に基づく取組を実施する研究開発プログラムの選定に当たっては、国が定める重要技術領域リストを活用**することが検討されている。



➤ 「研究セキュリティの確保に係る取組のための手順書（原案）」（2025年7月18日）

2-2. 対象となるプログラム

本手順書が求めるリスクマネジメントの対象は、研究成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、「重要技術領域リスト」に該当する技術を含む可能性があるものであって、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要として国又はFAが指定する研究開発プログラムとする（以下、「特定研究開発プログラム」という）。

「重要技術領域リスト」は国が定めることとし、当面、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）」において調査研究を実施する技術領域の参考として定めた20分野（別紙参照）とする。今後、重要技術領域リストが策定された場合には、それに従うこととする。